

令和5年9月25日招集

令和5年 第9回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第9回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第9回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年9月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏
18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第43号 非農地証明願いに係る証明について
- 第 6 議第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第46号 農用地利用集積計画について

- 第 9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	松岡 義朗
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第9回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

18番 瀬野幸太郎委員、1番 大江正好委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第8回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第13号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第46号農用地利用集積計画についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第9回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、4件であります。

報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 52番 土地の所在：大字野川字新野川●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹

園地、地積：3,192 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市神町西二丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借であります。

以下、受付番号 53 番から 55 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は 1 件です。

議第 43 号 非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。4 頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係

受付番号 2 番、土地の所在：大字松沢字中島●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：172 m²。所有者：寒河江市大字芝橋●●●●、●●●●。非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（不詳）、転用許可事由：宅地であります。

5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、6 件です。

議第 44 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 68 番、土地の所在：大字野川字上野川●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,354 m²他 14 筆。譲渡人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：64 a。譲受人住所氏名：東根市大字野川 1153 番地の 2、有限会社 松野屋 代表取締役 清野和紀。事由：経営規模拡大、経営面積：357 a であります。以下、7 頁の受付番号 69 番から 8 頁の受付番号 73 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、2 件です。

議第 45 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 50 番、土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地

積 493 m²。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。職業：歯科技工士。譲受人（借り人）住所氏名：東根市さくらんぼ駅前二丁目●●●●、●●●●、職業：公務員。転用後の主要目的：一般住宅、農業用車両駐車場、農機具置場、通路他、所要面積計 493 m²。備考として、使用貸借権設定があります。

以下、受付番号 51 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

11 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、非農地証明願い及び農地法第 5 条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。12 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、6 計画です。

議第 46 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 49 番、土地の所在：大字関山字仲ノ坂●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,023 m²他 1 筆。売人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 5 年 9 月 25 日。対価、総額：0 円、支払い方法：無償、引き渡し時期：令和 5 年 10 月 18 日、買人の耕作面積は 216 a であります。

以下、受付番号 50 番、51 番の 2 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 213 番、土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,134 m²の内 2,670 m²。貸人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢 80 番地 1、株式会社 稲 2015 代表取締役 鈴木亮吉。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和 5 年 9 月 25 日、終期：令和 15 年 9 月 24 日、賃借料：10 a あたり 22 kg、10 年新規、借人の耕作面積は 4,712 a あります。

以下、受付番号 214 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を

省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 215 番、土地の所在：大字関山字片倉●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：168 m²。貸人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 5 年 9 月 25 日、終期：令和 15 年 9 月 24 日、賃借料：無償、10 年新規、借人の耕作面積は 216 a であります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 4 件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
3 番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3 番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 9 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 6 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 9 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

この度の所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 68 番、及び 69 番、71 番、73 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 70 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 72 番の申請事由は、空き家に付随となります。この案件につきましては、空き家に付随する一反歩未満の農地を取得するものであり、下限面積の要件は廃止されていること、定住を促進するための運用であることを考慮し、許可することについては、やむを得ないとの意見の一致をみております。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1 番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1 番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1 番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 9 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願 1 件、農地法第 5 条による許可申請 2 件、についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 9 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 2 番については、昭和 45 年に建築された住宅の西側一部が、当該農地にはみ出して建っているものであります。

当該地については、非農地証明事務処理要領第 3 条第 4 号、宅地等、人為的に農地以外のものとなって 20 年以上経過している土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号 50 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、市役所を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が 40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となります。一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号 51 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となります。一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【12 番 岡田邦弘委員】

12 番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 45 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 46 号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4 番 東海林光輝委員】

4 番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 44 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 46 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【15 番 大内恒一委員】

15 番大内です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 43 号については、東根市農業委員会 非農地証明事務処理要領 第 3 条第 4 号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの見解の一致をみました。

議第 44 号については、新規就農、経営規模拡大及び空き家に付随するもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの見解の一致をみました。

議第 45 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の見解を付することの見解の一致をみました。

議第 46 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの見解の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 13 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 43 号、非農地証明願いに係る証明について、議第 44 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 45 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 46 号、農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採

決いたします。

お諮りいたします。

議第 43 号から議第 46 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 43 号から議第 46 号については、承認すること、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 9 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員